



検証会議における構成員の主なご発言 及び質疑応答について

総務省情報流通行政局
放送政策課

令和6年12月

- NHKの放送番組の編集方針において、「不確かな情報があふれ、情報の偏りも指摘されるインターネット上で、視聴者の“よりどころ”となるよう、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を確保します。」と述べられている。本検証会議における検証の視点であるメディアの多元性、あるいは他の事業者との公正な競争の確保という観点からは、このような説明の仕方について、改めて議論・検討する余地がある。（成原構成員）
- （特定必要配信の誤受信防止措置について）公共放送の趣旨からすると、サブスクリプションにならないようにしつつ、フリーライドにもならないような取り組みが必要になってくるが、さじ加減が難しいという印象。（成原構成員）
- NHKのサイト、アプリについて、最終的なでき上がりの像はまだ完全にはわからないと思うが、ある程度示していただいた。サイト自体も重要だが、一方でSNSの利用をどういう形で整理し、取り組むかという点も非常に重要。特に、今回は周知広報などが入っており、この具体的な中身を、どのように見ていくかが非常に重要な論点になると思っている。（落合構成員）
- メディアの多元性、つまり取材に基づく情報を日常的かつ恒常的に発信しているメディアが全国に複数存在しているということを非常に重要視している。NHKのネット展開や競争評価においては、NHK自身も強調している放送とネットは同一という点が担保されることが非常に重要と考えている。（斎藤構成員）
- テレビ放送はどの放送番組も正しい情報だという認識だと思うが、インターネット上の情報というのは、やはり誤情報、偽情報があるということから、このたびNHKの番組関連情報配信は、インターネット上の正しい情報を広く得ることができるような波及効果があるのではないかと期待している。（増田構成員）
- NHKの番組関連情報の配信が、メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を生じさせないことを直接的に担保する明確な措置が、業務規程にも存在しないと考えている。（堀木構成員）
- 今後、民間放送事業者や新聞社間との競争の度合いや、NHKのサービスが民放や新聞社へ与える影響度合いを分析するためには、個別のサービスを選択肢として設定した方が役立つのではないかと。（飯塚構成員）

SNS、外部プラットフォームの利用について

- 周知広報と言われている活動が、どのくらいの射程を持たれているのか、極めて重要な点であるため伺いたい。また、どこからが契約締結義務が生じるコンテンツになるかも伺いたい。周知広報に関しては、そういった契約締結義務のトリガーを特に踏む手前のものを指しているという理解で良いか。また、今の点に関連して、逆に言うとプラットフォームは、周知広報以外は原則として使わないということだと思うが、その関係でも、例えば周知方法だけがおそらく例外的な取り扱いになるのかと思う。その点も含めて説明いただきたい。（落合構成員）
 - サービスそのものの必要的配信は、おそらくウェブやアプリで提供され、その手前の段階の周知広報について、SNSが使用されるということで、業務規程には、原則としてプラットフォームを周知広報以外には使わないと書いてある。これまでと違い、本丸に来ていただく周知広報の範囲というのは、これまでの理解増進とは全く違う範囲の、まさに関連情報に来ていただく範囲に定まると思っている。（NHK）
- 周知広報に関して、資料記載の外部プラットフォームの利用のイメージについて、多少わかりづらい点もあるので、どのような場合に、どのようなプラットフォームを使い、どういったコンテンツを配信するのか、イメージできるように教えていただきたい。（斎藤構成員）
 - 周知広報のプラットフォームについて、現状は検討段階だが、例外的に使い得ることを書いているのも、まさに規律に定められているとおりである。これは、例えば災害について伝えなければならないという時には、様々な手段を使うことはあり得るという程度。それ以外のSNSについては、本丸としてNHKは必要的配信を行っているので、そこに誘導する範囲で使うことが大原則になる。誤受信防止のところに来ていただくためにSNSが有効であれば、周知の範囲で使いたいと考えている。（NHK）

大型スポーツ大会関連情報について

- 番組関連情報の編集方針について、実際に配信する情報として6種類が挙げられているが、①の報道防災番組関連情報は、まさに民主主義の基盤である多角的な視点を確保するために必須の情報であり、教育番組関連情報、医療健康番組関連情報、福祉番組関連情報等とも密接に関係してくると思う。
他方で、②の大型スポーツ大会関連情報については、オリンピック等を念頭に置いていると想定しているが、こういった情報を提供することと、民主主義の基盤である多角的な視点を確保することの繋がりについて、その根拠やロジックについてお伺いしたい。また、どのような内容で、どれくらいのものを提供していこうとしているのか、民放との競争との観点の兼ね合いも含めて説明いただきたい。（成原構成員）
 - 大型スポーツについては、国民全体の関心事、皆同じものを見て、同じことを感じるということ自体が放送が持つ価値である。現在、NHKが考えている大型スポーツはオリンピックのみとなるが、（放送の同一性、同一の価値という観点では、）関心が高いものについて国民全体が知る、基本的な情報の範囲で提供することは、広い意味でNHKが果たすべき役割に入ると考えている。そういう意味では、民間で細かく提供されているサービスをイメージしているのではなく、基本的な情報に当たるものについて、番組関連情報の形で提供したいと考えている。（NHK）
- 大型スポーツ大会という定義について、どのように考えているか。イギリスの放送制度上の大型スポーツイベントには、オリンピック、パラリンピックのほかに、FIFAワールドカップの決勝戦、ウィンブルドンテニスの決勝戦等が含まれている。大型スポーツ大会番組関連情報は、今後、拡大解釈される恐れがあるのではないかとご指摘があるが、大型スポーツ大会として、オリンピック、パラリンピックの他に国民的関心が非常に高いスポーツイベントとして、どのようなものが含まれると考えているのか、もし現時点で想定しているものがあれば教えていただきたい。（飯塚構成員）
 - 業務規程の方に大型と書かれているものはオリンピックとパラリンピックのみを考えている。現時点では、それ以外に考えているものはない。（NHK）

費用について

- 費用がどうかかってくるのかも、一つの取り組みを定点評価していくにあたり着眼点になりうると思う。国会での予算承認等の審議があるのでできる範囲、できない範囲があるかもしれないが、一方で、検証会議というのも非常に重要な枠組みなので、できる限り、サービスに関して具体的なコストをもう少し理解できるような資料をさらに整理していただけないか。（落合構成員）
 - コストについては、今回は業務規程のルールに沿った形で全体像を示したが、今後、NHKが国会等で審議を受けるための予算の項目等の考え方もある。通常の民間にあるサービスと同じような形で、サービス単位の比較をすることも大事なので、コストがどのように扱われるかについて、NHKとしては可能な限り、議論が可能になるよう資料等提供していく。（NHK）

調査設計について

- 競争評価に関連する調査の情報源のカテゴリーについて、民放の動画配信などグルーピングされてしまっているケースもあるが、このグルーピングの意図について教えていただきたい。また今後、それぞれを切り出して調査する予定があるかも伺いたい。（中略）Ofcomの事例では、個別のチャンネルやアプリの名称、また個別の新聞社の名称が選択肢に設定されている。また、Ofcomによるニュース消費に関する調査は、毎年実施されており、こうした時系列データの積み重ねはとても重要な役割がある。例えばNHKの新たなサービス開始後に、仮に民放や新聞社の各サービスのランキングに変動が見られる、あるいは各サービスの利用者数、または収益の減少が見られるのであれば、NHKのサービスが影響しているのではないかと仮定でき、競争度合いに関する詳細調査開始のためのトリガーとして位置付けることもありうると思う。こうした判断のためには、時系列データの蓄積が必要であり、また、今後の制度設計にも必要不可欠と思うので、調査、枠組みの設計思想も含めて検討していく余地があると思う。（飯塚構成員）
 - 調査のグルーピングについては、今回は、総務省や公正取引委員会等の調査のグループを参考に作っている。現在、NHKのサービスが始まっていないので、このような形とした。どのように設計していくか、どのようにより詳しく見ていくかは非常に大事なので、これについては考えていきたい。地域については、県別であっても県の新聞等の数が様々に散っていたり、購読者数が少なかったりするため、イギリスのように大きく括ることができない。世論調査でどれぐらい拾うことができるのかについても、あわせて検討したい。（NHK）

誤受信防止措置について

- 今回のケースでは特定必要的配信を受信するには、受信契約を結ぶことが放送法で定められており、本来は契約する義務があるため、ナッジ的な手法を使うとしても、強めの誘導というのがあっていいのではないかと、そうすべき場面もあるのではないかと。この点について考えを伺いたい。（成原構成員）
 - 誤受信防止については、しっかりと理解の促進をしながら、うまい形で進めて参りたい。良く理解いただき、契約し、受信料をお支払いいただくことは、今までの放送と一緒に考えている。しっかりと納得をしていただけるプロセスを踏むという意味で、ナッジのこれまで積み重ねられてきた知見、先生のご要望なども非常に大事なことであり、ぜひそこを踏まえて検討していきたい。（NHK）
- 資料では受信料制度遵守のための措置の考え方ということで、利用開始から契約確認までのフローが出されている。この中で登録と契約が分けて表記されているが具体的に登録と契約は何を指すのか、また、それを分ける意味についてご説明いただきたい。（斎藤構成員）
 - P45にある受信料制度遵守の考え方で、登録と契約が分かれている点は、あくまでプロセスを書いているものである。例えば既に契約している方では、登録のところで照合が行われ、それで見えるようになる。順番で言うと、登録し、契約するという流れとなる。順を追って書いているとご理解いただきたい。すでに払って使っている方は、ここで照合され、その先はいらないという意味で登録というプロセスがある。（NHK）
- 誤受信防止措置について、我々は、この仕組みがフリーライドを認めることになるのは、好ましくないと考えている。フローを見ると、登録の確認をすれば、一定程度受信料を払わなくても視聴できるとも読めてしまう。サブスクリプションサービスにもフリーライドにもならない、あるいは一定の受益感を持たせつつフリーライドを抑制するというような記載があるが、フリーライドにならないような具体的な措置について、具体的にお聞きしたい。（斎藤構成員）
 - NHKとしてはフリーライド抑止についても大事なことでないと認識。資料に「ある一定期間の長さ及び表示強度の調整も」と書いているが、これは契約し支払っていただかないと見ることができないという強度と、まずしっかりと見ていただきたいということの、バランスをとっていききたいということ。これからも考えさせていただきたい。（NHK）

その他

業務分野について

- 業務分野は6分野を説明いただいたが、ややアドホックなものを除くと、約4分野に絞られていると思う。これは、NHKでは元々広範にコンテンツを提供している中で、全体をカバーしていないようにも見受けられる。一方で、業務分野を4つにしたのは、理解増進情報という旧来の枠組みの関係で言うと、一部を絞ったように読めると思っている。4つの分野は、理解増進情報に対する批判を受け入れ、競争評価の点に考慮し、一部に分野を絞って新たな業務規程の整備をされたのか、は非常に重要な点だと思ったので、お聞きしたい。（落合構成員）
 - 今回の必須業務の範囲には、見逃し配信も同時配信もあるので、放送番組と全く同じ形の動画(コンテンツ)を見てもらえれば充足されるものも存在している。これまでは放送番組の理解増進という事でジャンルとして幅広だったが、ネットの特性を生かす形で提供した方が、視聴者・国民に、よりNHKの価値が届けられるのではないかと考えた。放送をそのまま届けるのではなく、形を変えた方が同じ価値になるというものを、値下げ以降の事業規模も踏まえその中で質の担保ができるものとして、どれを優先的に考えていくかと選んだ結果、この分野になった。そのため、今後、ネットにふさわしい別のやり方があるということがあれば、業務規程を変え、再度ご提案するという事を考えている。今回、最も考えたこととして、これまでのように放送番組の理解増進を図るのではなく、NHK自身がその放送の価値をネットで届ける時に、あえてもう一度、自分自身のサービス分野を考え直したところ、この分野について番組関連情報を出すべきだろうと考えたものを取りまとめた。（NHK）

受信料負担について

- 消費生活相談には、受信料の負担について相談が大変多く寄せられており、我々もその点を情報提供している。また、未成年者や学生等のような場合の割引制度等もまだ十分に知られておらず、我々の方から情報提供しているようなケースがある。

受信料負担をすることについて、十分に理解いただく必要があると思うので、登録の際の誤受信防止だけではなく、周知広報の際に、受信料のあり方がわかるような説明をしていただく必要があるのではないかと。プラットフォームなどで広報する時に、その点についてどのような工夫をする予定か伺いたい。（増田構成員）

 - ご指摘のように、今回の件、受信料を負担していただかなければならないことを、どう周知するかは非常に大事。かつ、今回もしもネットからのみ入ってくる方がいた場合は、今までのテレビでの経緯をご存知ない方もいるので、これまで以上に様々な疑問が起き、理解されていない方もいると思う。そこについてはしっかり対応しなければならぬと思っている。（NHK）

- 誤受信防止措置について、「サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたい」とのことですが、具体的にどのような方法を考えられているのか、現時点で可能な範囲でご説明ください。
- 「受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要」とのことですが、視聴者・国民に誤解が生じないようにするための具体的な取組として例えばどのようなもの（アプリ・サイト内でのわかりやすい表示、受信契約・契約確認ページへのリンクによる誘導、登録メールアドレスへの案内メール送付、スマートフォンへのプッシュ通知など）が考えられるのか、全体のフローの中での位置づけも含め、現時点で可能な範囲でご説明ください。
- また、フリーライドを防止するための手段として、受信契約の対象となるサービスにおいて受信契約を確認済みの視聴者に何らかのインセンティブ（視聴・アクセス可能な番組や情報を増やす、利用可能な機能を増やすなど）を付与することは考えられるでしょうか。仮にこうしたインセンティブを付与することが適当でないと考えられる場合には、その理由もご説明ください。
（成原構成員）
- （受信契約について）アンケート回答を依頼するにあたって、「受信契約を確認する」という説明をしたとの回答がありました。基本的にNHKとの受信契約は受信料を支払うと理解されていると思いますが、インターネット配信という新たな形態の契約でもあり、「受信契約」という言葉で、果たしてすべてのアンケート回答者が有料と理解したか疑問が残ります。インターネット配信の利用者が増えることで、誤情報偽情報に対する防御、拡散防止の効果を期待しています。受信契約者が増えるよう、今後の実際の説明方法において、よりわかりやすくすることを求めます。
- （周知広報について）周知広報するにあたって、外部プラットフォームを利用する予定とのことですが、具体的な方法や内容がわかりません。外部プラットフォーム、SNSについてはそれぞれ特性があり、利用者の世代等も同じではないと認識しています。それぞれの特性や対象に合わせた方法、内容による周知広報をしていただくようお願いします。
- NHKについては、受信料負担しても必要であると理解し国民の多くが信頼をしています。インターネット配信をすることも踏まえた番組作り、国内どこにいても同じ情報を得ることができるように今後もご尽力いただきたいと思います。

（増田構成員）

- メディアの多元性を確保するためには、商業セクターと競合するというよりは、補完または支援するアプローチもあると思います。仮に、新たなサービスが公正な競争を阻害するおそれがある場合、その解消を目的として、どのような対応を行うのが有効であるか、お考えがあれば教えて下さい。

（参考：質問の趣旨・背景）

イギリスでは従前より、ニュースメディア協会（News Media Association：NMA）が、ニュース市場におけるBBCの位置づけは商業セクターを補完するものであると指摘しており、BBCがローカルラジオサービスを縮小してデジタルローカルニュースの提供を拡大することに対しては、商業地方紙の存続を脅かすとしてBBCに見直すよう求めていた経緯があったと承知しています。

このような経緯もあり、BBCは、NMAと協力して、ローカルジャーナリズムを支援・強化するために、ローカルニュースパートナーシップ（Local News Partnership：LNP）を開始していると承知しています。これには、地方自治体や公共サービスをめぐる報道業務において、BBCの資金提供を受けたローカル記者により作成された記事が、商業地方紙へ提供される内容が含まれています。これによって、ローカルニュースメディアの多元性を維持することが可能であるとされています。

メディアの多元性を確保するために、地方紙との協力関係を構築することも、考え方の一つとしてあるかもしれません。

（飯塚構成員）

- （資料2－1、8ページの質問については、）NHKが実施した競争評価を検証するにあたり、NHKにおいて競争評価を実施したのはどのような業務内容か、その範囲について把握しなければ、NHKにおいて適切に競争評価が行われたのか、検証が難しいため、現行サービスを前提として整理をお願いしたものです。なお、このような整理は、今回の最初の競争評価プロセス終了後に、改めて競争評価を行う場合の事後検証や業務内容の変更等について適切に審査を行う意味でも必要と考えたためです。この点、第2回資料P8の回答は、NHK内での事情があるのかもしれません、事業計画を検討しているのであれば、現時点でもこの程度の内容よりは踏み込んだ整理があるはずであり、十分に回答する姿勢ではないように感じております。
- 前回の質問（資料2－1、8ページの質問）への対応は難しいとの立場は理解するものの、再度、前回の質問に関して、回答を検討してください。また、依然競争評価の前提や、今後の業務実施に関する見込みを正確に把握する必要があるので、（追加質問）への回答をお願いします。

（落合構成員）

- 業務規程ではスポーツなどを除いて主に4つの業務分野を記載していますが、この4つの業務分野ごとに、市場の考え方、影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等を示してください。この際に日本全国だけでなく、放送対象地域などの合理的に画されるローカル地域における競争の状況の評価も重要ですので、ローカルメディアのサービスに関する想定や検討内容も含めてお教えてください。NHKが番組関連情報配信業務で行おうとする内容は、ここで示された他の事業者やサービスと同様であると考えてよいのか、さらに分野を絞られているのか、など、他の事業者・サービスが行っているどのような業務・サービスと一致するのが、今回の4つの業務分野の内容なのか容易に理解できるよう、具体例等も示しつつ、見解を教えてください。
- 業務規程P4の報道・防災について、「ニュース事象に関するさまざまな番組(解説、討論、ドキュメンタリー、中継、そのほか特設番組など)や、スポーツジャンルの番組(中継番組も含む)に関する関連情報も伝えます。」とあり、広範囲の番組まで含むようにも見えます。「ニュース事象に関するさまざまな番組」と、そうでない番組との違いについて、どのような基準があるのか教えてください。また、スポーツジャンルの番組は、全て、報道・防災の項目に含まれるのでしょうか。これらの番組が含まれていることを前提として競争評価が行われていたのか、ご説明ください。
- 業務規程P6の教育番組関連について、「幅広い世代に向け、豊かで良質なコンテンツを届け、ひろく学習の機会」とあり、これも広範囲の番組まで含むようにも見えます。「教育番組」の定義や、「ひろく学習の機会」の解釈次第では、一定の情報を提供する番組であれば、無制限に拡大しうるようにも思われます。「教育」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供する(他の業務項目でも、つながりがあることや、周知・広報という用語が続けて使われますが、どのような制限を考えられているのでしょうか。)との記載もありますが、どのような制限をされているのでしょうか。どのような番組が含まれていることを前提として競争評価が行われていたのか、ご説明ください。
- 第2回資料P8の表には、個別番組ページ、ユニバーサルサービスの項目も記載されています。これらの番組関連情報配信業務とは、どのような内容か具体的に教えてください。また、NHKで実施した競争評価との関係について説明をお願いします。(個別番組ページで配信される番組関連情報は、いずれも番組関連情報配信業務の①～⑥に該当するものでしょうか。)番組関連情報配信業務については、契約締結義務を負わない者も視聴ができる方法で配信されるのでしょうか。番組自体の基本的な内容が理解できるような内容にはなっていないのでしょうか。

- NHKの競争評価プロセスに関し、準備会合で示された「競争評価の手順」「根拠となる情報」「評価の結果等の妥当性」という観点から、NHK内でどのように検討されたのか整理してもらえませんか。
- ・ 「手順」については、法の規定への適合性を判断していくにあたってどのような手順が適切と検討されてきたのでしょうか。適合していると判断する場合の、具体的な基準はどのように理解されていますでしょうか。市場競争、メディアの質の双方において、どのように整理をされているか、検討の目標、手順を示した上で、具体的な数値との関係では、アンケート設計やその他の情報収集に関する、ガバナンスをどのように確保しようとしたのか、なども記載してください。
- ・ 今回の競争評価の根拠となっているアンケート調査をした際に、アンケートの被験者は、実際に行われる業務の内容をどの程度理解して回答したものか、見解を教えてください。第2回資料P8の表によれば「現在、サービス内容の整理・検討を行っている」とあり、被験者にとって実際の業務内容・番組関連情報の内容がイメージしにくい状況でアンケートが行われた可能性はないか、アンケートは業務規程の内容や利用者層を十分に捉えていたものなのか、具体的なご説明やご見解を頂ければと思います。なお、検証会議のメンバーとしては、これまでのご説明の内容だけでは、具体的なサービス内容は十分に理解できないように感じております。アンケート対象者との関係では、より詳細な情報提供や説明をされている、ということがあれば、その内容をお示してください。
- ・ これまで、実際の業務の開始までまだ期間があり、検討中の項目も多々ある旨説明されていますが、ご説明のとおりだとすると、NHKにおける競争評価は限定的にならざるを得なかったのではないかと推測します。そのような状況下であっても、業務規程が公正な競争の確保に適合していると結論付けた理由について説明してください。（NHKにおいて行われた競争評価の手順やアンケート調査結果について、「公正な競争の確保」に適合していたとした結論について、妥当であるとした理由を説明してください。）

（落合構成員）